

歯科衛生士法施行細則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

歯科衛生士法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）及び歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号。以下「政令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 政令の規定により提出する申請書等は、別に定める様式によらなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。